

定価(消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第七十九号

平成二十一年  
十一月二十四日

火曜日

## 目次

### 公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第九号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十一月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 井上利男

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三富士吉田警察署の部署所在地の項中「及び新屋」を「、新屋、中曽根一丁目、中曽根二丁目、中曽根三丁目及び中曽根四丁目」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番